



Photograph by Koichi Noguchi

なおしま・まさゆき

1945年10月大阪府池田市生まれ。71年神戸大学経営学部卒業。同年トヨタ自動車販売株式会社(現、トヨタ自動車)に入社。80年9月より全トヨタ労運役員を歴任。84年9月より自動車総連産業対策局長、同事務局次長。91年9月より同副会長に就任。92年7月参議院議員初当選。運輸委員会委員長、党参議院政審会長、国対委員長、幹事長を歴任。現在経済産業委員会委員、金融経済特別委員会委員、政治倫理審査会委員、党税制調査会副会長
<http://www.naoshima.com/>

合との関係も出てくるかと思いますが、労働組合もまた大事な有権者の一つの組織です。組合が自分たちの代表をサポートしていくのは当然のことですが、最近は生活者としての立場に立ってという議論があります。アメリカなどでは労働組合がバックという政治資金団体をつくって、どの政党やどの議員がどの活動をしたか

いつことを点検して、自分たちがサポートする政党や議員を決め、透明化した形で資金を提供する必要があります。日本も政治資金を透明化していくことが必要のように思いますが、この点についてはいかがでしょうか。
なおしま 企業や団体からの献金ではなくて個人献金という形にシフトしていくことは必要だと

日本の人口の中においても最大多数は勤労者ですから、その立場に立った政治がもっと実現されていくと思います。

堀江 最近是非常に若い方が地方選挙で出馬されて、予想外にマスコミの評判をくつがえして知事などに当選する民主党関係者がずいぶんおられます。大変結構なことだと思います。ただ、そういう方々が、民主党を支える労働組合の全面的な協力があることを気づいておられなかったり、選挙が終わって初めて気づいたりしている場合があります。これは日本人がドライになり、政治が近代化してきたからとも言えますが、やはり候補者は単に末組織の勤労者の支持だけで当選したんだということではないかと思えます。また労働組合のほうも、もっと胸を張ってサポートしていることを表明することが必要ではないかと思えます。

なおしま それは「五五年体制」下での自立性の欠如した政党と労働組合の関係が、イメージとして残っているからだと思います。今やそういう時代ではありません。しかし、日本の労働組合は基本的には企業内組合が中心で、組織の性格上ある種の閉鎖性をもっています。それをどう脱皮していくかという課題はあると思います。私はよく「会社」という文字をひっくり返して「社会」という視点で労働組合の活動を見直してみるべきだと言っております。

参議院の重点機能の転換による改革

堀江 誠に残念なことです。参議院選挙はどの投票率が高くないですね。国民がもっと参議院についての関心を高めることが必要ですが、同時に参議院側も衆議院と同じことをやっているのでは、これも衆議院のコーナーになってしまっただけで、魅力がないということがあります。これまで参議院議員をやっていた経験から、参議院がこれからどうあるべきか、参議院改革について意見を聞かせたい。

なおしま 堀江先生からは、参議院議長の諮問機関であった有識者懇談会でもおまごめいただいた中にたくさんの方の改革の提言をいただきました。感謝しております。私も「院」で同じようなことをやっていたら、院制の意味がないと考えます。したがって、参議院は衆議院に対する抑止とか、政府に対する監視といったところに重点を置いた活動をするために、思い切った見直しをするべきだと思います。

特に行政に対する監視活動の一環として、昨年から予算より決算の審議を重視して、その機能を果たして「決算の審議」をよりよく始めたところ。また、議員の数は衆議院の半分ですから、衆議院と同じようにすべての法案を委員会でも審議するのがいいかどうかを検討したほうがいいと思います。そういう大胆な見直し

と思いますが、率直に言って今の日本の現実から言いますと時間がかかるというのを得ません。また企業献金と労働組合の献金と同じように扱われているのは、どうもすっきりしないところがあります。

堀江 たしかに建設業界の企業献金と労働組合のそれが同一に論じられるのはおかしいですね。
なおしま また労働組合はその立場から、組織化されていない勤労者の声も代弁している部分があります。本来はそういう人たちもどんどん政治に関わっていくべきだと思います。やはり

をして、参議院の存在意義を改めて確認し、その機能を発揮できるようにしなければいけないと思います。

堀江 最近気がつくことは、官僚の側がなるべく法律をスムーズに国会を通したいということから、法案の名称を「基本法」というように、いかにも根本法であるかのように装っていることです。これらの法律は、非常に抽象的な原則だけを法文化しているだけで、具体的な内容は全部政令で規定するようにしている。その政令を良く見ると、元の法律でそのまま許容されているものが見られる。法律に基づく政令が、本当に法律の範囲を逸脱していないかどうかをチェックすることが大事なことになってきます。参議院は決算と同時に、その年の各庁がつくった政令や省令を審査することを一つの機能とする。これによって独立性を出すことができるのではないかと思います。参議院の監視を受けていることになり、官僚たちも衆議院ばかりに目を向けるわけにはいなくなってくるから、そういう面でも両院のバランスがとれるようになるのではないかと思います。

なおしま それはよい提言だと思います。国会は法律をつくりますが、その後きちんと執行されているかどうかにしては、たしかにチェックは不十分ですね。これは行政評価とともに重要なことだと思います。

(文責=「改革者」編集部)